最低制限価格の設定基準の見直しについて

このことにつきまして、「最低制限価格制度事務取扱要領」の一部を改正し、設定基準 を見直しましたのでお知らせします。

なお、この基準は令和7年4月15日以降に入札公告等を行う請負契約から適用します。

現行		R7.4. ∼
【第3条第1項第2号】		【第3条第1項第2号】
工事に係る委託業務にあっては、委託業		工事に係る委託業務にあっては、委託業
務ごとに次のアから工までに定める額に消		務ごとに次のアから工までに定める額に消
費税及び地方消費税に相当する額を加えた		費税及び地方消費税に相当する額を加えた
額とする(一の契約の中に二以上の工事に		額とする(一の契約の中に二以上の工事に
係る委託業務が含まれる場合は、委託業務		係る委託業務が含まれる場合は、委託業務
の種類ごとに 別表に掲げる各々の係数を乗		の種類ごとに算出した額の合計額に消費税
<u>じて</u> 算出した額の合計額に消費税及び地方		及び地方消費税に相当する額を加えた額と
消費税に相当する額を加えた額とする。)。		する。)。
【第3条第1項第2号】		【第3条第1項第2号】
設計及び補償コンサルタント業務につい		設計及び補償コンサルタント業務につい
ては、予定価格の10分の6から 10分の		ては、予定価格の10分の6から <mark>10分の</mark>
8の範囲内		
ア(イ) 設計 (土木)	N.	ア(イ) 設計 (土木)
一般管理費等の額に 10分の4.8 を		一般管理費等の額に <mark>10分の5</mark> を乗じ
乗じて得た額の合計額		て得た額の合計額
イ 測量	N	イ 測量
諸経費の額に 10分の4.8 を乗じて		諸経費の額に <mark>10分の5</mark> を乗じて得た
得た額の合計額		額の合計額
	N	ウ 地質調査
諸経費の額に 10分の4.8 を乗じて		諸経費の額に 10分の5 を乗じて得た
		額の合計額
 オ 補償コンサルタント	N	オ 補償コンサルタント
一般管理費の額に 10分の4.5 を乗	\Box	一般管理費の額に 10分の5 を乗じて
じて得た額の合計額		得た額の合計額
	l	

※詳しくは「最低制限価格制度事務取扱要領」をご確認ください。